

## 河川法許可申請 (法23条・24条・26条・27条・55条等)

概要	兵庫県丹波土木事務所が管理する河川区域内における流水の占用、土地の占用、工作物の設置・改築・除却、土地形状の変更、河川保全区域内の行為などの許可申請です。		
提出先	丹波土木事務所管理課 電話番号(直通)0795-73-3835 郵便番号669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688		
備考	<p>許可申請書は、流水占用(法23条)、土地の占用(法24条)、工作物の設置等(法26条)、土地形状の変更(法27条)、河川保全区域内の行為(法55条)の共通様式です。</p> <p>申請書に次の書類を添付してください。</p> <p>添付書類</p> <p>1 新規・変更申請の場合</p> <p>(1)位置図 (2)平面図 (3)横断図 (4)縦断図 (5)求積図 (6)占用物件の構造図 (7)損害賠償責任負担請書 (8)現況カラー写真 (9)委任状 (10)他所長の必要と認めるもの</p> <p>注)変更申請の場合、現行の許可書(写)及び変更理由書を必ず添付すること</p> <p>2 継続申請の場合</p> <p>(1)位置図 (2)平面図 (3)現行の許可書(写) (4)他所長の必要と認めるもの</p>		
様式	許可申請	河川法関係の申請の共通様式です。	<a href="#">Word</a>
	同意書	第三者の土地や権利に影響がある場合、その方の同意が必要です。	<a href="#">Word</a>
	損害賠償責任負担請書	工事に起因して県や第三者に損害が発生した場合の責任負担について提出していただきます。	<a href="#">Word</a>
	委任状	申請を第三者に委任される場合に必要です。	<a href="#">Word</a>
	工事着手・完成・廃止届	工事に着手されるとき、完成したとき、占用をやめられるときに必要です。	<a href="#">Word</a>
	権利譲渡許可申請書	占用する権利を第三者に譲渡される場合に	<a href="#">Word</a>

		必要です。	
	地位承継届	占有されている個人の相続や法人の合併などの場合に必要です。	Word
	工事期間延長許可申請書	当所の許可を受けた工事期間を延長される場合に必要です。	Word